



第202200242748号
令和5年1月13日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一
(公印省略)

「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正
について (協議)

このことについて、別紙のとおり「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱
方針」を改正したいので、貴委員会の意見を求めます。

担 当：漁業調整課漁業調整担当
足立
電 話：0857-26-7318
ファクシミリ：0857-26-8131

「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正について

令和5年1月17日
鳥取県漁業調整課

1 改正の概要

円滑な漁業経営に資するため、小型定置（ます網）漁業の有効期間、潜水器漁業の制限措置を緩和する。

2 改正の内容及び理由

(1) 小型定置（ます網）漁業

許可の有効期間については、昭和40年より、許可漁業の漁具・漁法の進歩発達に即応するため、5年から3年として管理してきたが、許可漁業の漁具・漁法の進歩発達は落ち着き、安定した状況となっていることを踏まえ、安定的な許可制度の運用や中長期的な経営を可能とするため、令和2年に施行された改正漁業法により最長5年とできることとなり、改正漁業調整規則により、一部漁業を除き、5年の有効期間で取扱うことを定めた。

一方、中海及び境水道に操業区域を含む漁業許可は、島根県との2枚許可を行っていることから、島根県との調整により、規則の定めによらず、一律3年の短期許可として取り扱うこととしていた。

しかしながら、当該漁業は、中海に操業区域があるものの、当県区域内のみに限定されるものであり、従前より島根県との2枚許可の対象となっていないことから、規則改正の趣旨に則り、安定的な許可制度の運用や中長期的な経営を可能とするため、有効期間を規則に定める5年とする。

(2) 潜水器漁業

現在、潜水器漁業の対象としている「かき（イワガキ）」については、漁業関係者等で構成する「鳥取県産魚PR推進協議会」により、6月1日を初販売日としている。

初販売に合わせ、セリ開始時間の遅い赤碕町漁協を除き、潜水漁業者は、販売日の前日から漁獲を開始しているが、潜水器漁業においては、許可の制限措置により、漁業時期が6月1日に始まることから、初販売の日に出荷できない状態となっていた。

潜水器漁業の許可を受けている漁業者の所属する一部漁協（支所）より、漁業時期の改正について意見があったため、県内漁協に確認したところ、支障がない旨、回答を得たことから、漁業時期を5月31日とする。

3 新旧対照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第1～第8 略 別表1～別表2 1～10 略 11 小型定置網			第1～第8 略 別表1～別表2 1～10 略 11 小型定置網		
漁業種類	項目	内容	漁業種類	項目	内容
ア	略		ア	略	
イ	ます網	制限措置 条件 (削除)	イ	ます網	制限措置 条件 その他 [許可の有効期間] 3年間
ウ	略		ウ	略	
12～14 略 15 潜水器			12～14 略 15 潜水器		
漁業種類	項目	内容	漁業種類	項目	内容
潜水器	制限措置	船の総数 推進機の力数 操業区域 漁業時期 漁業営業者資をむの格	潜水器	制限措置	船の総数 推進機の力数 操業区域 漁業時期 漁業営業者資をむの格
	条件	略		条件	略
	その他提出書類	略		その他提出書類	略
	その他	略		その他	略
16～17 略			16～17 略		

附 則

この改正は、令和5年1月 日から適用する。